

大学共同利用機関法人人間文化研究機構役員退職手当規程

平成16年 4月 1日
規程第22号
平成16年 6月25日改正
平成20年 3月31日改正
平成27年 4月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日におけるその役員の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第5条後段の規定により、引き続き在職したものとみなされた役員の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業務実績に応じ、経営協議会の議を経てこれを増額し、または減額することができる。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

3 在職期間及び役職別期間の月数の計算における除算期間の取扱いについては、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）を準用する。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第4条 役員のうち、機構長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条の適用に係る本給月額においては、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、機構長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程の定めによる退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、機構長が別に定める。

（再任等の場合の取扱い）

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（職員との在職期間の通算）

第6条 役員が、引き続いて職員（大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。）常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員（職員退職手当規程第10条に規定する法人等の職員で当該法人等において退職手当の支給を受けていないものを含む。以下この項において同じ。）が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、そ

の者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第9条に規定する在職期間とみなし、同規程を準用して得られた額とする。

2 前項の役員に対する退職手当の額について、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経てこれを増額し、または減額することができる。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に支給するものとし、本人が死亡した場合は、その遺族に支給する。ただし、当該役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任された場合は当該役員には退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(退職手当の支給制限等の取扱い)

第9条 退職手当の支給制限、返納及び支給の一時差し止めの取扱いについては、法の適用を受ける職員（以下「退職手当法適用職員」という。）の例による。この場合において「各省各庁の長」とあるのは「機構長」、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任等処分」と読み替えるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第5条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主として当該役員の収入によって生計を維持していた者

三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主として当該役員の収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合には、

その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当を受けることができる遺族としない。

- 一 役員を故意に死亡させた者
- 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。